

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人フレンドランド福祉会(以下「法人」という。)の役員等の報酬及び費用弁償に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めることによる。

- (1) 評議員とは、定款第5条による者をいう。
- (2) 役員とは、定款第15条による理事及び監事をいう。
- (3) 評議員選任・解任委員とは、定款第6条第2項の外部委員をいう。
- (4) 苦情対応第三者委員とは、法人苦情対応規程第8条による者をいう。
- (5) 報酬とは、法人と委任関係にある評議員及び役員の職務執行の対価として受ける財産上の利益をいう。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む。)等の経費をいう。

(報酬の額等)

第3条 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。

- 2 役員には、報酬の総額を各年度につき500,000円以内で、報酬を支給することができる。
- 3 ただし理事長についてのみ、月額400,000円の報酬を支給するものとするが、賞与及び役員報酬は支給しない。

(出席報酬等)

第4条 評議員の報酬は日額とし、評議員会への出席の都度、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 役員の報酬は日額とし、理事会等法人業務への出席の都度、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 評議員選任・解任委員の報酬は日額とし、評議員選任・解任委員会への出席の都度、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 4 苦情対応第三者委員の報酬は日額とし、苦情対応第三者委員会への出席の都度、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(業務報酬等)

第5条 評議員が評議員会の開催日以外の日において、理事長の命を受けて法人

及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

- 2 役員が理事会の開催日以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 3 理事長が理事会及び評議員会の開催日以外の日において、法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 4 評議員選任・解任委員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。
- 5 苦情対応第三者委員理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための職務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

(報酬及び費用弁償の支払時期)

第 6 条 報酬及び費用弁償の支給時期は、職務当日又は職務を遂行した日の属する月の末日までの分を翌月 15 日までに支払うものとする。

(報酬及び費用弁償の支払方法)

第 7 条 報酬及び費用弁償は、通貨を持って本人に支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(費用弁償)

第 8 条 法人は、第 2 条第 1 号から第 4 号までの者が、その職務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は実費とする。

(出張旅費)

第 9 条 評議員、役員、評議員選任・解任委員及び苦情対応第三者委員が、法人業務ため出張する場合は、別表 3 により旅費を支給することができる。

- 2 旅費は、原則として、出張終了後に支給することとする。ただし、必要により事前に概算額を支給し、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第 10 条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(重複支給の禁止)

第 11 条 この規程による報酬を受ける者で、同日中に 2 種以上の職務に従事したときは、高額のものからその 1 を支給する。

(公表)

第 12 条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(規程の改廃)

第 13 条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第 14 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 26 年 5 月 14 日より適用する。

附 則

この規程は、平成 29 年 1 月 20 日より適用する。

附 則

この規程は、令和元年 6 月 14 日より適用する。

附 則

この規定は、令和 6 年 12 月 21 日より適用する。

別表 1 出席報酬（第 4 条関係）

種 別	報酬（日額）	費用弁償
評議員会出席報酬	3,630 円	実費
理事会出席報酬		
評議員選任・解任委員会出席報酬		
苦情対応第三者委員会出席報酬		

別表 2 業務報酬（第 5 条関係）

種 別	報酬（日額）	費用弁償
評議員報酬	5,940 円	実費
理事業務報酬		
監事監査業務報酬		
評議員選任・解任委員業務報酬		
苦情対応第三者委員業務報酬		
理事長業務報酬	11,000 円(日額) 400,000 円(月額)	

別表 3 出張旅費（第 9 条関係）

旅費	宿泊費（上限）	その他
実費	15,000 円	実費